



ハローワーク横浜 事業所部門だより R7.11

求人申込窓口受付時間（平日）8:30～16:00

魅力ある求人票の作成ポイント【求人に関する特記事項欄編】

★ 求人に関する特記事項欄は求人票の最大スペースであり、600文字まで記載が可能です。求職者が「求めている求人」であると伝わるような、企業・求人の魅力をアピールする欄として積極的に活用しましょう。

「特記事項」の充実は、求人に対する会社の熱意や本気の証として伝わります。

◆アピールポイントの例◆

- ・「仕事のやりがい」を感じられる場面や内容
- ・資格取得や、技能習得、能力向上等に対する支援制度
- ・経験がなくても受け入れ可能な研修制度
- ・家事・育児・介護等による時間調整に配慮できる職場 など



選考結果は速やかなご連絡をお願いします

「求人票に記載された選考結果通知までの日数を過ぎても、面接を受けた事業所から連絡がこない」という求職者からの声が多くあります。



求職者は、選考の結果を不安な気持ちで待っています。また、選考結果の連絡があるまでは、他の事業所への応募を控える方もいます。選考結果はできる限り早く（求人票の「選考結果通知」欄で示した日数を順守して）通知してください。

また、選考結果は必ず応募者本人に直接連絡するとともに、ハローワークにもご連絡をお願いいたします。選考結果は求人者マイページから登録することができます。

求人広告掲載時のトラブルにご注意ください！

インターネット上で公開されているハローワークの求人を見た事業者から、電話で「無料で求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといったケースが発生しています。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する場合には、必ず事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等をよく確認した上で契約を行ってください。

求人票の担当者欄に「ハローワーク以外の職業紹介事業者からの営業はお断り」「求人掲載の営業はお断り」といった記載が可能です。また、担当者の連絡先を非公開にすることも可能です。

詳しくは、ハローワーク横浜 事業所部門までお問い合わせください。

